令和 5年度 9月分 工事請負変更契約状況表

(上水・丁水・下水会計)

	工水· [水云訂]										
担当課 工事番号	契約年月日	工事名	契約の相手方	設計金額	請負代金額	請負代金額の増減	当月分の増減	工期	契約期間	備	考
下水道施設課 22000044	R4. 11. 7	中島川雨水ポンプ場建設工事	三友工業株式会社 矢部 昌俊	232, 189, 100	229, 350, 000			336	R4. 11. 8 R5. 10. 9		
	R5. 9. 21							416	R4. 11. 8 R5. 12. 28		
下水道建設課 22000046	R4. 11. 30	北部処理区支線工事その1	浅井建設株式会社 坂本 時夫	101, 069, 100	88, 510, 860			121	R4. 12. 1 R5. 3. 31		
	R5. 3. 23							300	R4. 12. 1 R5. 9. 26		
	R5. 9. 19			101, 493, 700	88, 882, 200		371, 340	300	R4. 12. 1 R5. 9. 26		0. 42%
下水道建設課 22000057	R5. 3. 28		株式会社貴志安商店 島 慶司	29, 324, 900	26, 853, 284			180	R5. 3. 29 R5. 9. 24		
	R5. 9. 5			31, 461, 100	28, 809, 000		1, 955, 716	180	R5. 3. 29 R5. 9. 24		7. 28%
下水道建設課 22000058	R5. 3. 28		株式会社関組 関 儀平	25, 609, 100	23, 329, 570			170	R5. 3. 29 R5. 9. 14		
	R5. 9. 5			31, 326, 900	28, 538, 400		5, 208, 830	170	R5. 3. 29 R5. 9. 14		22. 33%

(単位:円)

年 度	令和4年度
工 事 番 号	第2200044号
工 事 名	中島川雨水ポンプ場建設工事
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	ポンプ場建設工 1式 付帯工 1式
変更の理由	既製コンクリート杭工の杭製造において、新型コロナウイルスの影響及び、全国的な杭材料不足のため材料調達に遅れが生じ、杭の現場搬入が大幅に遅れたことにより、不測の日数を要した。 上記理由により、工事請負契約書第22条に基づき令和5年12月28日まで80日間の工期の延長を行いたい。

年 度	令和4年度
工 事 番 号	第2200046号
工 事 名	北部処理区支線工事その1
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	φ 200mmVP管推進工 低耐荷力圧入二工程泥水排土方式 L=82m φ 200mmPRP管布設工 L=335m マンホールエ(1号-4、0号-5、レジン-6、塩ビ-1) 16か所 取付管およびます工 42か所 付帯工 1式 水道管移設工 1式 整備面積(分流・汚水) A=1.81ha φ 200mmVP管推進工 低耐荷力圧入二工程方式 L=8.2m φ 200mmPRP管布設工 L=13m マンホールエ(1号-1、塩ビ-1) 2か所 取付管およびます工 3か所 付帯工 1式 3か所 付帯工 1式 A=0.37ha
変更の理由	本工事において、当初処分土を砂質土で設計していたが、試掘及び施工の結果、粘性土であることが判明し、処分土を粘性土に変更した。 以上の理由により、建設工事請負契約書第18条の規定により設計図書の変更を行い、同第25条の規定により請負代金の増額変更を行いたい。

年	度	令和4年度		
工事番	号 号	第2200057号		
工事	名	マンホールトイレ設置工事その49		
変更後の工具	事場所			
変更後の工	事概 要	マンホールトイレ工 1式 設置基数(組数) 15基(3組/5基) マンホール工(1号) 4か所 付帯工 1式		
変更の	理由	試験掘りの結果、レンガ等の瓦礫層が確認できたため、残土処分から混合土砂処分に変更した。 上記理由により、建設工事請負契約書第18条第1項第5号に基づき精査した結果、同契約書第18条第4項第2号に該当すると認められるため、同条第5項及び第25条適用により、増額変更。		

年	度	令和4年度
工事番	号	第2200058号
工 事 :	名	マンホールトイレ設置工事その50
変更後の工事場	所	
変更後の工事概	要	マンホールトイレエ 1式 設置基数(組数) 10基(2組/5基) マンホールエ(1号-3、レジン-1) 4か所 付帯工 1式
変更の理		試験掘りの結果、地下水位が設計水位よりも高かったためウェルポイント工の追加となった。また、現場での掘削土砂について、レンガ及び瓦等が混入した土砂であったため、残土処分から混合土砂処分に変更し増額。 上記理由により、建設工事請負契約書第18条第1項第4号に基づき精査した結果、同契約書第18条第4項第2号に該当すると認められるため、同条第5項及び第25条適用により、増額変更。

企業局